

お客さま各位

鹿沼相互信用金庫

残高1万円未満の普通預金等口座解約における届出印の押印省略の実施
およびそれに伴う預金規定改正のお知らせ

このたび、当金庫ではお客様の利便性向上のため、残高1万円未満の預金口座の解約手続について、届出印の押印を省略する取り扱いを開始しますので、下記のとおりお知らせします。

また、これに伴い、預金規定の改正を行いますので、併せてお知らせいたします。

従来、口座解約手続は、所定の払戻請求書へ届出印の押印を必要としてきましたが、ご本人さまが来店し、下記の内容を満たす場合は、届出印の押印を省略させていただきます。

記

項目	内容
取扱開始日	令和3年4月1日(木)
対象となるお客さま	個人のお客さま、個人事業主のお客さま
対象の口座	<ul style="list-style-type: none"> ・残高1万円未満の普通預金、貯蓄預金 ※総合口座、決済用預金も含む ※総合口座の場合は定期預金の利用がないこと ※カードローンがセットされていないこと ※その他、お取引の内容により一部対象とならない場合がございます
ご持参・ご提示いただくもの	<ul style="list-style-type: none"> ・通帳およびキャッシュカード(発行されている場合) ・運転免許証等の公的な顔写真付き本人確認書類

下記のとおり「普通預金規定」を改正します。また、「貯蓄預金規定」、「普通預金(決済用普通預金を含む)、納税準備預金、貯蓄預金、通知預金共通規定」についても同様に改正いたします。

改正後	改正前
<p>9. (解約等)</p> <p>(1) この預金口座を解約する場合には、<u>当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。</u></p> <p>(2) <u>前項の解約の手続に加え、当該預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、この確認ができるまでは解約を行いません。</u></p> <p>(3) <u>第1項における記名押印は、個人である預金者本人による手続の場合に限り、当金庫が認めるときは、届出の印章の押印を受けず本人の署名をもってこれに代えることができます。</u></p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p>	<p>9. (解約等)</p> <p>(1) この預金口座を解約する場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p>

※改正後の預金規定は改正前からお取引いただいているお客さまにも適用させていただきます。

改正後の規定は当金庫ホームページの「預金規定集」をご覧ください。